

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【公開番号】特開2004-43307(P2004-43307A)

【公開日】平成16年2月12日(2004.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2004-006

【出願番号】特願2002-158471(P2002-158471)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 7/00

【F I】

A 6 1 K	7/00	J
A 6 1 K	7/00	R
A 6 1 K	7/00	W

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月19日(2004.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

融点の異なる少なくとも2種以上の粉体を用いて造粒することにより得られる化粧料用の造粒物であって、

i) これら粉体の融点は、化粧料の使用温度より高い値を示しており、

i i) かつ、該造粒物は、これら粉体が示す融点のうち最も低い融点の温度より高い処理温度であって、これら粉体が示す融点のうち最も高い融点の温度より低い処理温度で、熱処理されることにより得られることを特徴とする、化粧料用の造粒物。

【請求項2】

最も低い融点を有する粉体として、ポリエチレン粉末を含有することを特徴とする、請求項1に記載の化粧料用の造粒物。

【請求項3】

ポリエチレン粉末以外に結晶セルロースを含有することを特徴とする、請求項2に記載の化粧料用の造粒物。

【請求項4】

ポリエチレン粉末と結晶セルロースの重量比が、6:4~3:7であることを特徴とする、請求項3に記載の化粧料用の造粒物。

【請求項5】

ポリエチレン粉末と結晶セルロースとを用い、造粒処理及び95~105の加熱処理を行うことにより得られた造粒物であることを特徴とする、請求項3又は4に記載の化粧料用の造粒物。

【請求項6】

ポリエチレン粉末と結晶セルロースとを造粒し、かかる後に95~105で加熱処理することにより得られた造粒物であることを特徴とする、請求項5に記載の化粧料用の造粒物。

【請求項7】

請求項1~6の何れか一項に記載の化粧料用の造粒物を含有するマッサージ用の化粧料。